公共下水道工事完成後の事務フロー図

市の業務	土地、家屋の所有者の皆様		入居者の皆様
	受益者負担金	排水設備（水洗化工事）	下水道使用料

供用開始

下水道工事完了

公共下水道供用開始

受益者申告書の発送（4月下旬）

発送

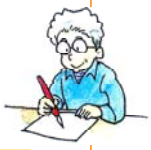

受益者の申告（パンフレットP8～9をご覧ください）

返信用封筒で返送

受益者申告書の受領

受益者決定通知書（8月初旬）

発送

受益者決定通知書の受理

受益者負担金納入通知書の発送（9月初旬）

発送

受益者負担金の納付書もしくは口座振替依頼書（パンフレットP10～11をご覧ください）

納付方法を選択

一括納付

受益者負担金の受領（一括）

供用開始後3年以内に公共下水道へつなぎ替えを行ってください。（パンフレット P1～7 をご覧ください）

各ご家庭による公共下水道への接続工事の実施（排水設備工事）

1年目

2年目

年3回（9,12,2月）を3年間で9回の分納

受益者負担金の受領（分納）

公共下水道供用開始3年

3年目

公共下水道接続後は、下水道使用料がかかります。（パンフレット P12～13 をご覧ください。）